

矢板都市計画道路事業3・3・5号宇都宮陸羽線

種 類	矢板都市計画道路事業
名 称	3・3・5号宇都宮陸羽線
収用の部分	栃木県矢板市 片岡字 後沢, 川向, 草深, 黒木, 坂ノ下, 沢橋, 高田, 登野, 土中, 堀ノ内, 前田, 向和田及び和田 木幡字 下塚原, 熊ノ房, 砂田, 玉取塚及び新田 安沢字 吉沢, 二斗蒔, 留田及び熊ノ房 早川町 中字 赤田, 馬渡戸, 熊ノ房, 沢田, 高田, 高田入, 高田脇, 溜ノ上, ドウハタ, 直沢, 西原, 二斗蒔, 原戸及び富士山 東町 針生字 梅ヶ久保及び境峰 各地内
使用の部分	栃木県矢板市 片岡字 向和田及び黒木 各地内
保留の部分	栃木県矢板市 片岡字 後沢, 川向, 草深, 黒木, 登野, 堀ノ内, 前田及び和田 木幡字 下塚原, 熊ノ房, 砂田, 玉取塚及び新田 安沢字 吉沢, 二斗蒔, 留田及び熊ノ房 早川町 中字 赤田, 馬渡戸, 熊ノ房, 沢田, 高田, 高田入, 高田脇, 溜ノ上, ドウハタ, 直沢, 西原, 二斗蒔, 原戸及び富士山 東町 針生字 梅ヶ久保及び境峰 各地内 使用の部分 栃木県矢板市 片岡字 向和田及び黒木 各地内
都市計画法上の制限	都市計画事業上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限(都市計画法第65条) 2. 土地建物等の先買い(都市計画法第67条) 3. 土地の買取請求(都市計画法第68条)
問合わせ先	事業計画に関する場合 宇都宮国道事務所 計画課 TEL:028-638-2223 用地補償に関する場合 宇都宮国道事務所 用地課 TEL:028-638-2183